

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○道路の区域変更(2件)	(道路課) 1
○道路の供用開始	(") 1
○建築基準法による道の指定	(建築指導課) 1
公 告	
○土地改良区の役員の退任	(農業基盤課) 1
○土地改良区の清算人の退職	(") 1
その他	
○平成21年度行政書士試験の実施	(法務課) 1

告 示

高知県告示第477号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年7月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年7月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知伊予三島
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市鏡今井字貞長 2405番1から 高知市鏡草峰字ミシ マ740番1まで	前	4.2 }	46
	後	10.5 }	46
		18.5	

高知県告示第478号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年7月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年7月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 窪川船戸
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町老斗 俵字ホヲジノ越山 794番1から 高岡郡四万十町上秋 丸字中谷口下モ698 番2まで	前	3.8 }	740
	後	11.8 }	740
		61.7	

高知県告示第479号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成21年7月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年7月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 伊野仁淀
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡越知町桐見川字ハエ ノサコ5332番3から 高岡郡越知町桐見川字梅ノ 木ガナロ5156番2まで	97	平成21年7月7日

高知県告示第480号

次の道を建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定により指定する。

平成21年7月7日

高知県知事 尾崎 正直

室戸市佐喜浜町字談義所1712番3から1728番1に至る延長133メートルの道

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、安芸市下山土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成21年7月7日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所
監事	佐古 次平	安芸市下山831
"	久保 壽男	" " 489-1

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、安芸市下山土地改良区から次のとおり退職した清算人の届出があった。

平成21年7月7日

高知県知事 尾崎 正直

氏 名	住 所
西岡 昭夫	安芸市下山 714
小原 正久	" " 437
小松 厚	" " 1366
小松 輝男	" " 897-1
有澤 陽孝	" " 1496
小松 幸利	" " 1554-1
東岡 健蔵	" " 1164
東岡 敬	" " 1040
小原 幸二	" " 551

そ の 他

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条第1項の規定に基づく高知県知事の委任に係る平成21年度行政書士試験を次のとおり実施する。

平成21年7月7日

財団法人行政書士試験研究センター理事長 木寺 久

- 1 試験期日
平成21年11月8日(日)午後1時から午後4時まで
- 2 試験場所
高知市城北町1-14 高知県立高知小津高等学校
- 3 試験の科目及び方法
(1) 試験の科目
ア 行政書士の業務に関し必要な法令等(出題数46題)
憲法、行政法(行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自

<p>治法を中心とする。) 、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成21年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。</p> <p>イ 行政書士の業務に関連する一般知識等(出題数14題) 政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護及び文章理解</p> <p>(2) 試験の方法</p> <p>ア 試験は、筆記試験による。</p> <p>イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式による。</p> <p>記述式は、40字程度で記述するものを出题する。</p> <p>4 受験手続</p> <p>(1) 郵送による受験申込み</p> <p>ア 受付期間 平成21年8月3日(月)から同年9月4日(金)まで</p> <p>イ 受付場所 財団法人行政書士試験研究センター 受験願書と併せて配布する封筒(あて先は、印刷済み)により簡易書留郵便で郵送すること(平成21年9月4日付けの消印のあるものまで受け付ける。))。</p> <p>ウ 提出書類 受験願書一式</p> <p>エ 受験手数料 7,000円 受験手数料の納付方法については、試験案内を参照すること。</p> <p>オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所</p> <p>(ア) 郵送配布</p> <p>a 配布期間 平成21年8月3日から同月28日(金)まで</p> <p>b 配布請求方法 郵送を希望する場合は、140円分の切手をはった、あて先明記の返信用封筒(角2号)を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書して、次のあて先まで郵送で請求すること(平成21年8月28日までに必着すること。))。</p> <p>名称 財団法人行政書士試験研究センター 住所 郵便番号100-8779 郵便事業株式会社銀座支店留</p> <p>(イ) 窓口配布</p> <p>a 配布期間 平成21年8月3日から同年9月4日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。</p>	<p>b 配布場所</p> <p>(a) 東京都千代田区日比谷公園1-3 市政会館1階 財団法人行政書士試験研究センター</p> <p>(b) 高知市上町一丁目1-11-201 高知県行政書士会</p> <p>(c) 高知市丸ノ内一丁目2-20 高知県庁本庁舎1階 募集要項コーナー</p> <p>(d) 安芸市矢ノ丸一丁目4-36 安芸総合庁舎内 高知県安芸福祉保健所</p> <p>(e) 香美市土佐山田町山田1128-1 高知県中央東福祉保健所</p> <p>(f) 高岡郡佐川町甲1243-4 高知県中央西福祉保健所</p> <p>(g) 須崎市東古市町6-26 須崎第二総合庁舎内 高知県須崎福祉保健所</p> <p>(h) 四万十市中村山手通19 幡多総合庁舎内 高知県幡多福祉保健所</p> <p>(2) インターネットによる受験申込み</p> <p>ア 受付期間 平成21年8月3日午前9時から同年9月1日(火)午後5時まで 受付期間の最終日(平成21年9月1日)は、午後5時で受付が終了するため、これを過ぎると、接続中(入力中)であっても申込みができなくなる。また、受付期間の最終日は、混雑することが予想されるため、余裕をもって申し込むこと。</p> <p>イ 受験申込画面への入力 財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(http://gyosei-shiken.or.jp)からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。</p> <p>ウ 受験手数料 7,000円</p> <p>エ 受験手数料の払込方法</p> <p>(ア) 受験手数料の払込みは、クレジットカード(受験を申し込む者本人名義のものに限る。)による決済のみとなること。</p> <p>(イ) 利用することができるクレジットカードは、VISA、Master又はUCとなること。</p> <p>(ウ) いったん払い込まれた受験手数料は、原則として返還しないこと。</p> <p>5 特例措置の実施 身体の機能に著しい障害のある者は、障害の状況により必要な措置(点字試験を含む。)を講ずることがあるので、受験申込みに先立ち、必ず7の「試験に関する問い合わせ先」に相談</p>	<p>すること。</p> <p>6 合格発表の日時及び方法</p> <p>(1) 合格発表の日時 平成22年1月25日(月)午前9時</p> <p>(2) 合格発表の方法</p> <p>ア 合格者の受験番号を高知県庁本庁舎1階の掲示板及び財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に掲示するとともに、高知県公報及び財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(http://gyosei-shiken.or.jp)に掲載する。</p> <p>イ 合格者の受験番号の掲示後、受験者全員に合否通知書を郵送する。</p> <p>7 試験に関する問い合わせ先 東京都千代田区日比谷公園1-3 市政会館1階 財団法人行政書士試験研究センター 電話番号03-5251-5600</p>
--	---	---